

道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等 において協議が調っていることの証明書（案）

令和6年12月10日に開催した開成町地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 運行の態様
区域運行
2. 協議が調った事項
松田町A I オンデマンド交通 のるーと足柄の営業区域の追加
3. 協議が調っている営業区域
松田町全域並びに大井町及び開成町の一部地域
追加する営業区域 開成町の一部地域
(開成町金井島、牛島、吉田島、みなみ1丁目、みなみ4丁目)
4. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
乗降ポイントを設定し、利用者から事前予約があった場合に運行する乗合方式のデマ
ンド交通とする。
5. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

適用期間	許認可を得た日から令和8年9月30日まで
運行日	年末年始を除く毎日
運行時間	○平日 午前7時00分～午後9時00分 ○日曜日・祝日 午前8時00分～午後8時00分
使用車両	ワンボックス車両（乗車定員（運転手除く8名）） （車両総重量5t以下であって乗車定員23人以下の自動車に つき、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法 律」における移動等円滑化基準の適用除外がされた自動車）
車両台数	4台
運行主体	富士急モビリティ株式会社（旧 富士急湘南バス株式会社） 株式会社丹沢交通 松田合同自動車株式会社

令和6年12月10日

開成町地域公共交通会議

会長 石井 護